別紙１

委託業務処理要領

委託業務の処理にあたっては、委託契約書によるほか、この業務処理要領の定めるところにより、業務を処理しなければならない。

（浄化槽の概要）

１　委託業務の対象となる浄化槽の概要は、次のとおりとする。

⑴　対象施設

北海道白樺高等養護学校（北広島市輪厚621-１）

⑵　処理方式

合併処理浄化槽　接触ばっき方式

⑶　処理対象人員

246人

⑷　計画日平均汚水量

50㎥／日

（委託業務の内容）

２　委託契約に基づき、受託者が処理すべき業務は、次のとおりとする。

⑴　保守点検

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第４条第７項及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「施行規則」という。）第２条に定める浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行い、点検回数は、月に１回以上行うこと。

また、薬剤補充は２週間に１回を目安とし、オイル、フィルター及びＶベルトの交換は必要に応じて行うこと。

⑵　清掃

ア　年１回以上、浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出し及びその引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行うこと。

・過去３箇年の汚泥除去量（㎥）

R3.2～R4.1	R4.2～R5.1	R5.2～R6.1
60.0	60.0	60.0

イ　引き出した汚泥等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて適正に処理すること。

ウ　上記のほか浄化槽の清掃は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第４条第８項及び施行規則第３条に定める浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行うこと。

⑶　汚水水質検査

年２回（６月及び12月）公的機関又は有資格者機関を通じて行い、その結果を当該月内に委託学校の業務担当員を経由して委託者に報告すること。

検査項目については、「大腸菌群数」、「水素イオン濃度（ｐＨ）」、「生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）」、「浮遊物質量（ＳＳ）」の４項目とする。

⑷　定期検査

浄化槽法第11条に基づく定期検査（外観検査、書類検査及び水質検査）の手続きを行い、検査に立会するとともに、その結果を委託学校の業務担当員を経由して委託者に報告すること。

⑸　臨時点検

地震、凍結及び大雨等により浄化槽の機能に影響を与えるおそれのある事態が発生し、委託学校長より点検の請求を受けたときは、速やかに浄化槽の点検を行うこと。

⑹　前項の⑵清掃、⑶汚水水質検査、⑷定期検査を行う場合は、事前に業務担当員に通知すること。

（記録及び報告）

３　施行規則第５条第２項に定める保守点検又は清掃の記録及び交付は次のとおり行い、業務担当員を経由して委託者に提出すること。

⑴　保守点検を行ったときは、社団法人北海道浄化槽協会監修の「合併処理浄化槽（51人槽以上）の保守点検記録票」に記録すること。

⑵　清掃を行ったときは、北海道環境生活部、北海道建設部発行 北海道浄化槽ガイドブック（平成21年６月（平成29年３月改訂））による参考様式「浄化槽清掃記録票（様式-18）」又は、同様の内容を具備する記録票に記録すること。

⑶　記録の提出及び内容説明は、業務担当員に行い、その確認を受けるものとする。

⑷　前号の規定は、前項の⑶汚水水質検査、⑷定期検査及び⑸臨時点検に準用する。

（その他）

４　次の消耗品については、受託者の負担とする。

各種工具類、機材、薬剤（滅菌剤）、ブロワーポンプのオイル、ベルト、フィルター

５　受託者は、緊急の場合における勤務時間内及び勤務時間外の連絡の方法を定め、委託者及び委託学校長に通知する。

６　受託者は、委託業務の処理により不良個所を発見し、修繕を要すると認めたときは、遅滞なくその旨を委託者に報告し、必要な指示及び助言を行うものとする。委託者が改修について照会した場合も同様とする。

７　委託業務の処理に当たっては、上記に定めるもののほか、関係法令等の規定を遵守すること。

８　この要領に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議し、書面にて記録するものとする。